

エストニアの選挙戦と インターネット投票

中井 遼

エストニアは旧ソ連の構成国にして、欧州北東に位置する、人口一三五万人程度の小国である。二〇〇四年にEUに加盟し、すでにOECDメンバーである点を考慮すると、いわゆる「先進国」の範疇に入るのかもしれない。しかし、本特集の他の多くの諸国と同様に、一九九〇年前後に民主化を果たした後発民主主義国であり、選挙という点に関していえばまだその経験は浅い国家でもある。以下では、エストニアの選挙制度を概説した後に、選挙戦のあり方について述べ、もつとも顕著な特徴であるところのインターネット投票に関して解説する。

●選挙制度

エストニアは議会を中心とした議院内閣制である（象徴としての大統領は間接選出）。一院制の

一〇一議席をめぐって、基本的には比例代表的な原則にのっとり、議席を配分するが、その選挙制度は少々複雑である。

細かい規定を省略して説明しても、次のようになる。有権者は、自身の選挙区に出馬している各党の名簿から一人を選んで投票する。この投票は、党の得票であると同時に、候補者個人の得票でもある。その投票をもとに、まずは、①全国レベルで顕著な個人的支持（有権者数の一〇一分の一の得票）を得た候補が、当選する。②次に、各選挙区で、ヘア基数方式で各党に議席を配分し、得票の多い候補順に（ただし基数一〇%以上の得票者のみを対象として）当選者を決める。仕組み上、全定数が埋まるとは限らない。③最後に、未定の議席について、全国レベルで修正ドント方式により各党に議席を

配分し、各党提出の全国名簿順に当選者が決まる。第三段階は選挙区と無関係なため、各選挙区の定数と当選者数が一致しないことが通例である。比例代表制を軸としつつも、誰が議席を得るのかを有権者がコントロールできることを目指した制度といえる。

とはいえ、第一段階で当選する候補は非常に少なく、ほとんどの議席は第二段階および第三段階で当選する。そのため、最終的には党としてどれだけの票を得られるかが重要であり、とくに第三段階の当選者は党内事情によって決まるから、（自己の知名度や名声を稼げる）一部の有名政治家を除けば、候補者の多くが個人の利害より党の意向に服従する力学が働く。選挙戦は基本的に政党単位で展開されることになるといえる。

●選挙戦の諸相

しかし、選挙前にエストニアを訪れた者なら誰しも、「選挙運動の見えづらさ」に気づくことであろう。エストニアでは、選挙期間中の屋外政治広告の掲示が全面的に禁止されている。そのため、路上を歩いているだけでは、エストニアが選挙期間中であることには気づきづらい。膨大な費用のかかる屋外広告を禁ずることで、資金力によって勝敗が決まることを避けるという意味では、日本の文書図画配布の制限に似たところがあるが、選挙期間外の掲示は禁じられていないため、選挙中には政党の広告がみられず、選挙期間外にこそ政党の広告を目にすることがあるという、ねじれた状況になっている（この辺りは、日本のポスター規制と類似している）。

他方で、メディアを通じた政治宣伝や、戸別訪問については、選挙期間であっても特に禁止されていない。そのため、選挙期間中にTVを付けると、頻繁に政党のCMを目にすることができる。特に、二大勢力であるところの、「改革党」と「中央党」は、お互いがお互いを意識したCMづくりを行っている。自宅に冊子が投函される

こともあるらしい。また、メディア上の広告掲載に制限がないため、雑誌やタブロイド紙には頻繁に政党の広告が掲載されている。筆者が二〇一一年の総選挙前にキオスクをみていると、別の雑誌なのに表紙が類似している、ということがあった。何のことはなく、両誌が同じ政党に対して一面の大部分を広告として提供していたのである。政党単位の選挙が中心となるため、各候補者が個別に広告を用意・掲示するということはあまりなく、党首や党重鎮が映ったポスター・CM・動画(ないし同様のデザインで一緒に並べたもの)が多い。

また、屋外で禁止されているのは政治広告の掲示だけであり、集会を行うことは禁じられていない。このような、屋外(ないし屋内)での、ワークショップのような形での政治宣伝は頻繁に行われているようである。SNS上で事前イベントの告知を行い、既存支持者の投票喚起や潜在的な支持層への訴えかけを行うことで、票固めを行うといった意図がみられる。

●インターネット投票

先述したように、エストニアで

はインターネットを通じた投票が可能である。誤解されがちであるが、これは(選挙日当日の)通常の投票に代わる新技術としてではなく、あくまで期日前投票の一環として導入された。日本でもかつては、二重の封筒に入れることで期日前投票を実施していたが、この二重の封筒による期日前投票を電子的に実現しているのがインターネット投票である。選挙日当日に行うことはできない。

自宅での投票が可能となると、投票環境の公正さに疑義が生じよう。極端なことをいえば、ある政治勢力が、有権者をPCの前で脅迫して、特定党派への投票を強要することができてしまう。この問題を予防するため、インターネット投票は何度でも投票のやり直しと書き込みが可能である。一重目の封筒に書かれた名前が外からも読めるように、投票したか否かは電子政府システム上で追跡が可能なので、前回の投票を破棄して書き直すことができるのである(具体的な投票先を記録した「二重目の封筒」を開ける電子鍵は選管メンバーのみが保有しているため、投票先の秘密は保たれている)。いくらでも再投票が可能となる

と、投票の誠実さが疑われようが、過去のデータを限り再投票を実施したのは、インターネット投票利用者の二〜三%程度である(参考文献①)。重要なのは、そのような契機を用意することで不正を予防することであり、逆にいえば、「投票上書き」を可能とする電子政府システムのないところでインターネット投票を導入しても、不正選挙の温床にしかならないといえよう。このことは、筆者が現地でインタビュールした際に電子政府担当者が強く主張していた点でもある。

なお、インターネット投票は、単にブラウザを開いて画面をクリックして終了、というものではなく、PCにカードリーダーを付属させ、個人IDカード(もしくは個人IDと紐づけられたSIMカード入りの携帯電話)を認識させPWを入力して初めて可能となる。投票用の専用アプリケーションはWindows・Mac・Linuxのみで動作するので、携帯電話での投票はできない。さらに、先述の認証機器としての携帯電話利用と混同して、「エストニアでは携帯電話で投票できる」とする解説をみるが、これは誤りである。

近年は、全投票者の三割程度が、インターネット経由の期日前投票を行っている。選管事務局トップへのインタビュールによると、かつては若年層の利用率が少しだけ高かったが、近年はほとんど世代間の差がみられないとのことである。特にエストニアの国政選は、まだ雪の残る寒い三月に行われるため、自宅から投票できるインターネット投票は高齢者にとっても有用な方法になっている。ただし、投票率に与える効果については、あくまで既存の投票者がインターネット投票の利用にシフトしているだけであり、新規の投票者を増やす効果は確認されていない、ということが学術・実務の双方において通説的な理解となっているようである。

(なかいりよう/立教大学法学部政治学助教)

《参考文献》

- ① Vinkel, P. "Remote Electronic Voting in Estonia: Legality, Impact and Confidence," Doctoral Thesis, Tallinn University of Technology, Faculty of Social Sciences, 2015.